

# 播磨町町内業者優先発注等に係る実施方針

令和5年4月

## 1 目的

この方針は、播磨町が実施する公共調達について、町内業者優先発注等に係る実施方針を定め、適正な競争原理のもと公平性を確保した上で、町内業者への優先発注を推進し、地域経済の活性化を図ることを目的とする。

## 2 対象

本実施方針の適用対象は、本町が実施する公共調達とする。

## 3 業者の区分及び定義

- (1) 町内業者 播磨町内に本店を有する者
- (2) 準町内業者 播磨町外に本店を有するが、播磨町内に支店等を有する者（受任者が設定され、入札、契約締結等に関する権限が与えられている者であること）
- (3) 県内業者 播磨町外（県内）に本店、支店等を有する者
- (4) 県外業者 上記以外の者

## 4 実施方針

### (1) 町内業者の受注機会の確保

入札参加資格者名簿に登録された者から、原則として町内業者を優先して選定するものとする。なお、一定の競争性が確保されると判断できる場合は、町内業者のみで入札を行うものとする。技術的難易度が高い等、町内業者では対応できない又は町内業者だけでは競争性が確保されないときは、事業者の有する資格、実績、経験等を総合的に勘案して、準町内業者・県内業者・県外業者の順に対象を拡大するものとする。ただし、町内業者以外の者の全部又は一部をまとめて検討することを妨げない。

### (2) 下請業者の選定における町内業者の活用

町内業者の活用は、地元雇用の創出、中・長期的な担い手の確保及び地域経済の活性化につながるため、町外業者を対象とする大規模工事においては、工事内容を勘案した上で、施工にあたって町内業者と可能な限り下請負契約を締結するよう、入札公告等に明記する。

### (3) 発注の平準化及び計画的な発注

発注が平準化されることで、町内業者の受注機会の拡大、担い手の確保及び経営の安定化が図られるため、発注の平準化に努めるものとする。また、適正な工期の設定に配慮し、計画的な発注に努めるものとする。

## 5 実施方針の解釈と運用

- (1) 本実施方針は、関係法令等の遵守及び予算の適正な執行の観点を踏まえた上で、契約の目的の達成のために町内業者の優先の余地を考慮する契機とするものであって、町外業者を本町の公共調達から排除することを目的とするものではない。また、本実施方針は、町内業者の受注機会の確保を目的とするものであり、町内業者が本町のすべての公共調達契約を受注することを目的としたものではない。
  
- (2) 本実施方針の運用に当たっては、町内業者の受注機会の確保及び町内業者の育成に努めるとともに、町内業者の自主的な努力を助長し、公正な競争が行われるよう配慮するものとする。